

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	河端 保志
【住所又は本店所在地】	シンガポール共和国
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年12月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社TWOSTONE&Sons
証券コード	7352
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	河端 保志
住所又は本店所在地	シンガポール共和国
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社TWOSTONE&Sons 取締役CFO 経営戦略本部 本部長 加藤 真
電話番号	03-6416-0678

2 【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	YAS合同会社
住所又は本店所在地	埼玉県川口市西青木五丁目2番8号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社TWOSTONE&Sons 取締役CFO 経営戦略本部 本部長 加藤 真
電話番号	03-6416-0678

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.9
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年12月15日
訂正箇所	提出者1の旧住所又は本店所在地の記載削除および当該株券等に関する担保契約等重要な契約の記載の訂正

（訂正前）

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	河端 保志
住所又は本店所在地	シンガポール共和国
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	シンガポール共和国ホールロード1

（訂正後）

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	河端 保志

住所又は本店所在地	シンガポール共和国
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和3年8月24日付で、東海東京証券株式会社と保有株式のうち350,000株を質権設定契約として締結致しました。
令和3年8月24日付で、東海東京証券株式会社との質権設定契約にともない350,000株を担保提供しておりましたが、令和4年3月1日付で150,000株を担保解除いたしました。
これにより、担保提供している合計株数は200,000株となります。
令和4年4月18日付で、三井住友信託銀行株式会社と質権設定契約に基づき、保有株式のうち400,000株を担保として差し入れています。
令和6年7月5日付で、東海東京証券株式会社に対して質権設定した800,000株のうち460,000株について、質権設定契約を解除いたしました。
令和7年5月23日付で、東海東京証券株式会社と質権設定契約に基づき、保有株式のうち1,460,000株を担保として差し入れています。
これにより、担保提供している合計株数は1,800,000株となります。
2025年12月15日付で、保有する株式750,000株を対象として、長谷川創氏との間で、同氏が権利行使した場合には当該株式を取得することが可能となる旨の譲渡予約権を付与する旨の契約を締結しました。当該契約において、発行者の2026年8月期から2035年8月期までの各事業年度において、連結営業利益が30億円を超過した場合には20万株、連結営業利益が52.5億円を超過した場合には25万株、連結営業利益が105億円を超過した場合には30万株を対象として、長谷川氏は譲渡予約権を行使することができるものとされています。なお、行使期間は、2026年12月1日から2035年12月31日までであり、行使価格は1株当たり742円である。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和3年8月24日付で、東海東京証券株式会社と保有株式のうち350,000株を質権設定契約として締結致しました。
令和3年8月24日付で、東海東京証券株式会社との質権設定契約にともない350,000株を担保提供しておりましたが、令和4年3月1日付で150,000株を担保解除いたしました。
令和4年4月18日付で、三井住友信託銀行株式会社と質権設定契約に基づき、保有株式のうち400,000株を担保として差し入れています。
令和4年9月1日付及び令和6年2月10日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
令和6年7月5日付で、東海東京証券株式会社に対して質権設定した800,000株のうち460,000株について、質権設定契約を解除いたしました。
令和7年5月23日付で、東海東京証券株式会社と質権設定契約に基づき、保有株式のうち1,460,000株を担保として差し入れています。
これにより、担保提供している合計株数は1,800,000株となります。
2025年12月15日付で、保有する株式750,000株を対象として、長谷川創氏との間で、同氏が権利行使した場合には当該株式を取得することが可能となる旨の譲渡予約権を付与する旨の契約を締結しました。当該契約において、発行者の2026年8月期から2035年8月期までの各事業年度において、連結営業利益が30億円を超過した場合には20万株、連結営業利益が52.5億円を超過した場合には25万株、連結営業利益が105億円を超過した場合には30万株を対象として、長谷川氏は譲渡予約権を行使することができるものとされています。なお、行使期間は、2026年12月1日から2035年12月31日までであり、行使価格は1株当たり742円である。